

令和4年9月21日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第84回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年9月21日（水） 14:30～14:40

場 所：島根県庁6階 防災センター室

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
関係課長 計21名

内 容：以下のとおり

1. 全数届出の見直しに係る島根県の対応について

(1) 全数把握の見直しについて

健康福祉部（健康福祉部次長）

【資料1】

- ・資料1をご覧ください。
- ・全数届出の見直しに伴う「しまね陽性者登録センター」の設置案についてご説明します。
- ・まず、「1. 概要」についてですが、国が、9月26日から発生届の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定するとしたことを受けまして、島根県では、届出対象外の方が陽性となった場合に登録するため、新たに「しまね陽性者登録センター」を設置するとともに、当該陽性者の自宅療養を支援するため、既存の「島根県フォローアップセンター」を拡充します。
- ・次に、大まかな流れですが、新型コロナ感染を疑う方は、医療機関を受診していただき、陽性と診断された方のうち医師の診断で届出対象外となった方は、医療機関からの案内により、自ら「しまね陽性者登録センター」へ登録して自宅で療養し、体調悪化時などに「フォローアップセンター」の支援を受けます。一方、医療機関で4類型のいずれかに該当すると診断された方は、これまでどおり医師が保健所に発生届を行い、入院や自宅療養などをしていただくという流れになり、

県庁代行についても規模を縮小して継続します。詳細については、裏面のフロー図をご確認ください。

- ・次に、「2. 県の対応案と考え方」について主なものを3点ご説明します。
- ・まず、健康フォローアップセンターの対象者についてですが、国の考え方では、医療機関を受診していない陽性者、即ち自分で検査をして陽性となった方をセンターの対象者としていますが、県の対応案では、現在、県内の外来診療はひっ迫している状況にないことから、当面は医療機関を受診していただくことを継続しまして、医療機関を受診していない陽性者から問い合わせがあった場合には、医療機関を受診した上で陽性者登録していただくようご案内します。
- ・次に、健康フォローアップセンターの医師の配置についてですが、国の考え方では、そのセンターに医師を配置することとしていますが、県の対応案では、あらかじめ医療機関を受診した上で陽性者登録していただきますので、センターには医師は配置しないこととします。そして、体調悪化時などには、フォローアップセンターに配置する看護師が相談対応などを行い、適切に医療につなげる体制を確保します。
- ・最後に、クラスター発生時の対応についてですが、国の考え方では、今回の見直しにより、従前よりもクラスター発生の把握が困難になることが想定されるため、高齢者施設などのハイリスク施設については、施設などからの報告により、感染発生初期から積極的に調査を実施することとしていますが、県も同様の考え方で対応します。
- ・県としましては、今回の見直しで届出対象外となる方も含めて安心して療養していただけるよう、体制を確保して取り組んでまいります。

【健康福祉部次長】

知事、「しまね陽性者登録センター」の設置及び「島根県フォローアップセンター」の拡充について、説明した内容で進めてよろしいでしょうか。

【知事】

はい。この内容で進めてください。

2. 知事指示事項

1. 先ほど健康福祉部から説明がありましたとおり、政府が全国一律で全数届出の内容を見直したことに伴いまして、島根県は9月26日から、次の内容で対応することといたします。

患者さんの発生届の対象が、65歳以上の方などに限定をされる仕組みとなりましたので、この発生届の対象にならない方々につきましても健康観察を受けられるよう、新たに「しまね陽性者登録センター」を設置するとともに、現在の島根県フォローアップセンターを拡充します。

このしまね陽性者登録センターでは、発生届の対象とならない方々の登録を受け付け、島根県フォローアップセンターでは、希望に応じて健康観察や療養の支援などを行いまして、体調悪化時には医療機関につなげるなど、体調変化時の対応が適切に行える体制を確保してまいります。

陽性となられた方で、発生届の対象とならない方々におかれましては、安心して自宅で療養をしていただけるように、このセンターに登録をしていただきますよう島根県としてもお願いを申し上げます。

2. 県においては、今後の感染拡大リスクに備えまして、政府の方針の下で実施します

- (1) 高齢者施設等における従事者の方々への定期的な検査を実施するなど医療支援の強化
- (2) 1回目、2回目接種を終えられた12歳以上の全ての県民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種の促進
- (3) 先ほど申し上げたフォローアップセンターの拡充など、保健医療体制の強化に取り組んでまいります。

県民の皆様には、職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生、換気など、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。

3. 県としましては、県内と全国の感染状況を注視し、関係機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止や、医療提供体制の確保、傷んだ地域経済の回復に向け全力で取り組んでいく考えでありますので、県民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

第 84 回 島根県対策本部会議

日時: 令和 4 年 9 月 2 1 日 (水) 14 : 30 ~
場所: 県庁 6 階 防災センター室

1. 全数届出の見直しに係る島根県の対応について

2. 知事指示事項

(配付資料)

(資料 1) 全数届出の見直しに伴う「しまね陽性者登録センター」の設置 (案) 【健康福祉部】

(参考 1) 島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移 【健康福祉部】

全数届出の見直しに伴う「しまね陽性者登録センター」の設置（案）

令和4年9月21日
対策本部会議資料
健康福祉部

資料1

1. 概要

- (1) 9月26日から、発生届の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定
- (2) 届出対象外の方が陽性となった場合に登録するため、新たに「しまね陽性者登録センター」を設置するとともに、当該陽性者の自宅療養を支援するため、既存の「島根県フォローアップセンター」を拡充
- (3) 医師の診断で届出対象外となった方は、医療機関からの案内により、自ら「しまね陽性者登録センター」へ登録し、自宅で療養（別紙フロー図参照）

2. 県の対応案と考え方

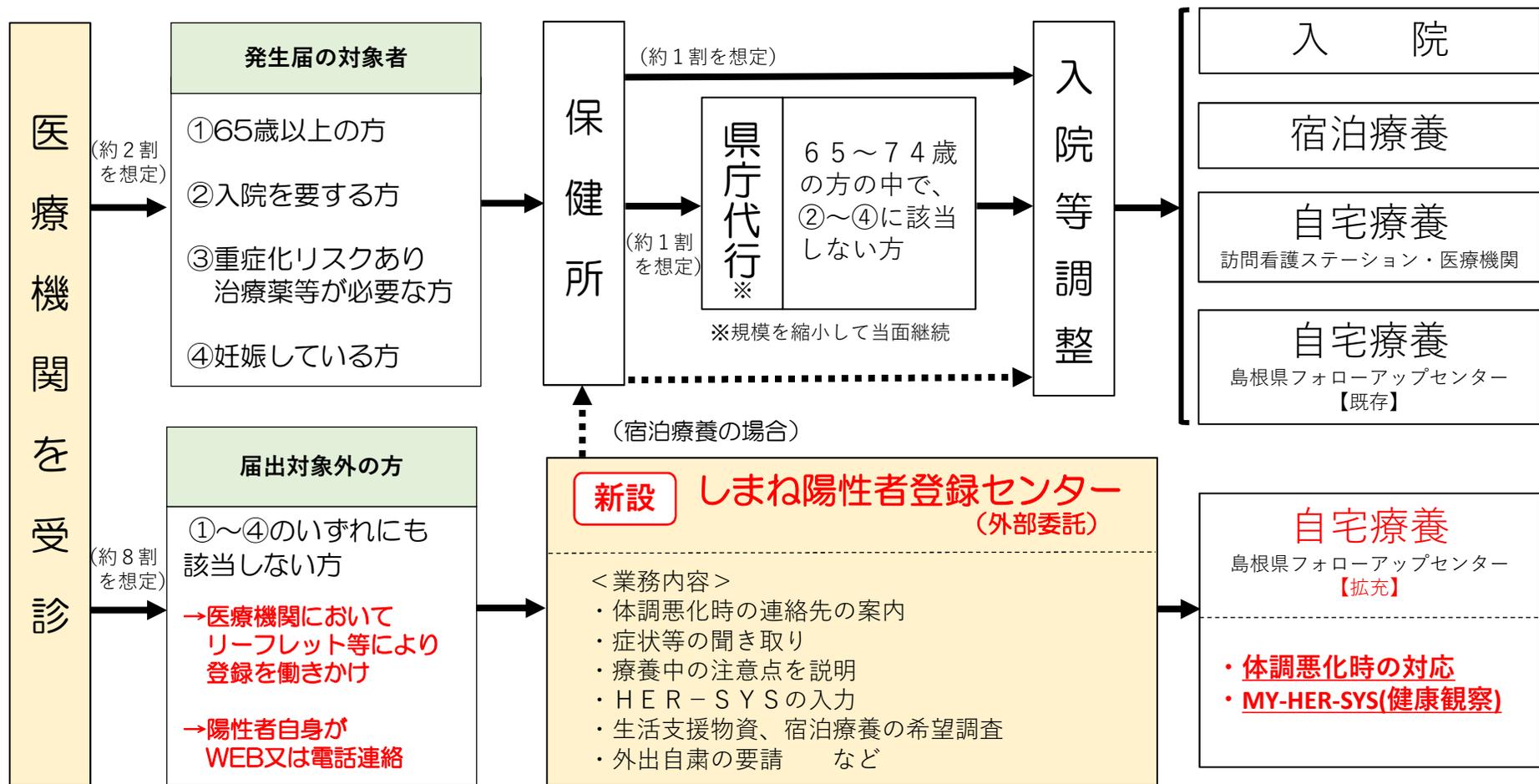
項目	国の考える対応※1	県の対応案と考え方
健康フォローアップセンター※2の対象者	医療機関を受診していない陽性者 届出対象外の患者（陽性者）	<u>届出対象外の患者（陽性者）</u> <考え方> 県では、現在、外来診療がひっ迫している状況にならないことから、 <u>当面は医療機関を受診していただくことを継続</u>
健康フォローアップセンター※2の医師の配置	医師を配置 ・ <u>医師の管理下で、医療機関を受診せずに自己検査で陽性となった者（届出対象外の者を想定）を登録</u> ・ 体調悪化時等に医師等が相談に応じ、必要に応じて、医療機関等の連絡先等を案内	<u>医師の配置なし</u> <考え方> ・ 上記のとおり、 <u>当面は医療機関を受診していただくことを継続</u> ・ 体調悪化時等には、 <u>配置する看護師が相談対応等を行い、適切に医療へつなげる体制を確保</u>
クラスター発生時の対応	従前よりもクラスターの発生の把握が困難になることが想定されるが、ハイリスク施設については、感染症法に基づく施設等からの報告により、感染発生初期から積極的に調査を実施	国と同様の対応

※1 令和4年9月12日付け厚生労働省事務連絡「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月14日最終改正）より

※2 県では「しまね陽性者登録センター」に相当するもの

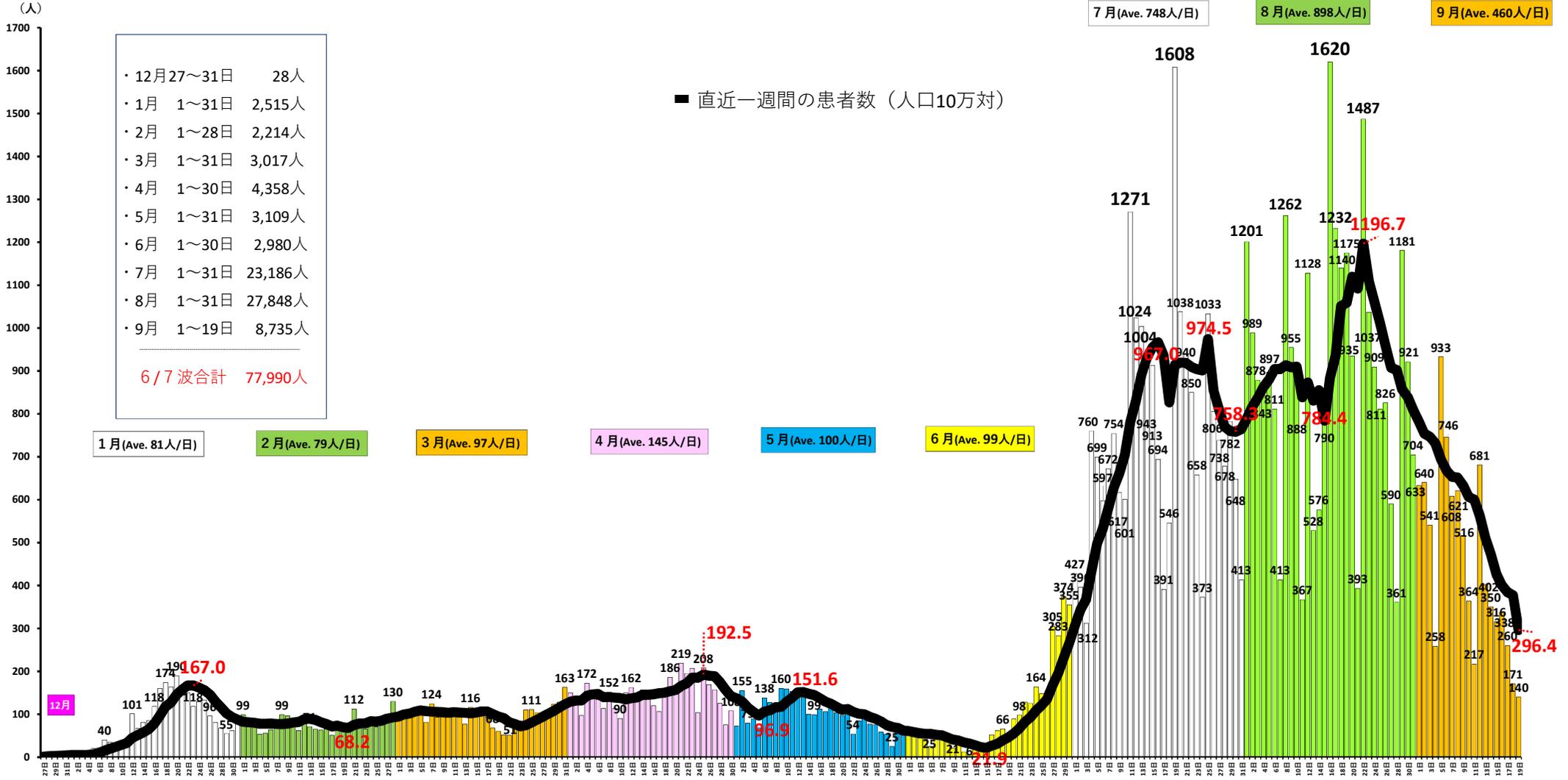
全数届出の見直しに伴う「しまね陽性者登録センター」の設置（案）

（別紙）



島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和3年12月27日以降）

参考 1



※島根県感染症対策室資料